

令和4年度競技者育成プログラム参加に際してのガイドライン

令和4年6月18日
埼玉県ソフトテニス連盟

1 はじめに

本ガイドラインは、埼玉県高等学校体育連盟主催事業実施時の対応指針を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止や熱中症の予防の観点から作成したものです。運営・指導にあられる皆様におかれましては、安全なプログラム開催にご協力いただけますよう参加選手および関係者の皆様に周知徹底をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、現時点において共有されている知見等に基づき作成しています。今後内容を見直すことがあり得ることにご留意ください。

2 埼玉県連主催事業実施に当たっての基本的な考え方

埼玉県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、選手の活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを開催の条件とします。

- (1)埼玉県において外出自粛要請が出ていない。
- (2)埼玉県教育委員会による部活動対外試合(校外活動)禁止措置が講じられていない。
- (3)埼玉県が示すイベント開催制限の段階が「ステップ3」以上に緩和されている。

3 プログラム開催時の感染防止策について

(1) 全般的な事項

- ①感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をチェックリスト化し、本部に掲示します。
- ②各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認します。
- ③万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、参加当日は全ての者(選手・指導者・役員等会場内に入る者)の体調を「健康チェックシート」により確認し、提出された「健康チェックシート」について、少なくとも1月以上保存させていただきます。
- ④参加する全ての者(選手・指導者・役員等会場内に入る者)は、競技中以外はマスクの着用をお願いします。 ※但し、熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、こまめな水分補給に留意してください。
- ⑤体調不良等の緊急時には速やかに本部まで申し出てください。

(2) 感染防止の観点

① 密集回避

カテゴリーごとに待機場所を指定させていただきます。各々譲り合ってご使用ください。指定された場所以外にも密集を避けられる場所を待機場所としても構いません。また、使用するトイレは東西の2か所を利用してください。

※待機場所(くまがやドーム)

- ・女子の選手は全て東側ベンチとし、北側を U-14、南側を U-17・20とします。
- ・男子の選手は全て西側2階とし、北側を U-14、南側を U-17・20とします。
- ・指導者は西側2階の会議室とします。東側を U-14男女、西側を U-17・20男女とします。
- ・役員以外の引率者はドーム内には入れません。

② 密接回避

初日の受付は支部ごとに場所を分けて行います。支部ごとに出席確認を行い、支部責任者が提出書類を持って受付をしてください。

健康観察および事務連絡以外のミーティングは実施しないでください。

(3) 参加申込時の申合せ事項

- ①参加する全ての者(選手・指導者・役員等会場内に入る者)が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを検討してください。

- ア 体調がよくない場合（例:平熱より1度以上高い発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ②マスクを持参すること。（参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や、会話をする際にはマスクを着用すること。ただし、熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、こまめな水分補給に留意すること）
- ③こまめな手洗い、又はアルコール等による手指消毒をすること。
- ④他の参加者、役員等との距離を確保すること。
- ⑤会場内では大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥会場内における飲食は必要最低限にとどめ、待機場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- ⑦選手の飲食は、支部責任者の責任において喫食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること。
- ⑧感染防止のために主催者またはブロック代表理事が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑨プログラム終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、（公財）日本ソフトテニス連盟及び埼玉県ソフトテニス連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑩選手の参加については、選手本人及び保護者の同意を確認すること。
- ⑪感染の不安から参加を希望しない選手については、無理に参加させないこと。
- ⑫感染者発生時における連絡体制に万全を期すため、当面の間、無観客で開催すること。

(4)会場使用に関する事項

①会場内のゾーニング

- ア 通路や階段における接触を避けるため、会場内の通行方法は原則右側通行とする。
- イ 検温等が未実施の者に対しては、当日会場で検温及び健康観察を行う。その場合は、出入口にて行う。

②救護所

従来の救護所に加えて、新型コロナウイルス感染症が疑われる者への対応に備えて、別途専用の部屋又は控所テントを用意する。

③手洗い場所・洗面所

- ア 手洗い場には石鹸を用意する。
- イ 「手洗いは石鹸を使って30秒以上」等の掲示をする。
- ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を用意させる。
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。
- オ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

④会場出入口

- ア 手指消毒剤を設置し、体温計を準備する。本部も同様とする。
- イ 採点票の受け渡し場所は本部とし、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽して行う。
- ウ 受付を行う役員には、マスクを着用させる。

⑤選手・役員席、休憩・待機（飲食）スペース

- ア 他の参加者と密になることを避ける。
- イ 状況によっては、一度に入室（着席）する者の数を制限する等の措置を講じる。

(5)会場内における環境衛生管理

- ①会場内で複数の参加者が触れると考えられる共用箇所、用具（審判台、採点板、ベンチ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- ②本部は、換気設備を適切に運転し、換気扇を常に回し、定期的に窓を開放して外気を取り入れる等、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ③鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛った上で持ち帰らせる。
- ④各自で出したゴミは持ち帰らせることを徹底する。

(6)会場への移動について

- ①公共交通機関の利用は可能であれば避ける。保護者の自家用車による送迎を推奨する。

- ②公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底し、近距離での会話を控える。
- ③プログラム終了後は、支部責任者の指示に従い速やかに帰宅すること。
- ④会場・宿舎・自宅に到着後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗う。

(7) 宿舎内における環境衛生管理

- ①ホテル内で複数の参加者が触れると考えられる共用箇所(講義会場など)については、こまめに消毒する。
- ②室内や講義会場では、換気設備を適切に運転し、換気扇を常に回し、定期的に窓を開放して外気を取り入れる等、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ③講義においては、講師と選手の距離を十分に空け、スタッフはできる限り所定の位置で業務に当たる。
- ④参加者はできる限り自室で研修等に当たる。不要な外出等は避ける。

(8) 競技上の留意点

- ①十分な距離の確保
 - ア 競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空ける。プレー中のハイタッチや握手などはしないこと。
 - イ ベンチを利用する際は、間隔を十分にとること。
- ②唾や痰をはかない、ドリンクの回し飲みはしないこと。
- ③手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を持参すること。(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないこと、また、タオルは共用しないこと。)
- ④競技前後には手洗いをを行い、競技中はできるだけ顔を触らないこと。
- ⑤近距離での会話や発声などの密接場面を極力つぐらないこと。

(9) 参加選手が遵守すべき事項

- ①当日は出発前に自宅にて検温・健康観察を行い、以下の事項に該当する場合は、支部責任者に連絡して参加を見合わせる。(当日会場にて書面で確認を行う)
 - ア 体調がよくない場合(例:平熱より1度以上高い発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②会場への移動時や受付、更衣時等、競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること、但し、熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、こまめな水分補給に留意すること。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。(競技前後、用便後、飲食前後には必ず手洗いを行うこと)
- ④他の選手、役員等との距離を確保すること。
- ⑤会場内で大きな声で会話、声を出しての応援はしないこと。
- ⑥感染防止のために主催者またはブロック代表理事が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、顧問を通じて(公財)日本ソフトテニス連盟及び埼玉県ソフトテニス連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧健康観察及び事務連絡以外のミーティングは行わないこと。

(10) 参加者の感染が判明した場合の対応

- ①開催日前日まで
当該者と濃厚接触者と特定された者(又は特定される可能性がある者)の出場は認めない。但し、医師の診断で参加可能と判断されており、当該所属長が参加を許可した場合は出場を認める。

【開催前に関係者が新型コロナウイルス感染症を罹患した(又は罹患した疑いがある)場合の対応例】

○濃厚接触者の特定等、対応が決定するまでの間、当該支部責任者は、所属長に確認の上、参加の辞退を(公財)日本ソフトテニス連盟及び埼玉県ソフトテニス連盟に連絡する。

○臨時休業実施の規模及び期間が決定された場合、当該規模及び期間に該当する生徒は出場させない。

※この基準は目安であり、各学校の基準や判断が優先される。

【濃厚接触者として特定される例】

感染者が発症した日(又は体調不良を訴えた日)の2日前以降に接触した者のうち、下に該当する者が濃厚接触者として特定されることが多い。

○手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として1メートル以内かつ15分以上の接触)でマスクの着用等必要な感染予防対策なしで感染者と接触があった者

○感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者

○適切な感染防護なしに感染者を看護もしくは介護していた者

○感染者の気道分泌液もしくは体液等(例:唾、唾液、痰等)、感染源となりうる物質に直接接触した可能性が高い者

※上記4点はあくまでも例示であり、保健所が患者の症状等から感染性を総合的に判断した上で特定する。

②大会開催日当日

ア 会場で発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらい帰宅させる。なお、少なくとも下記のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医療機関等に電話等で相談するよう指導する。

○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。

解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。(厚生労働省ホームページから引用)

イ 体調不良者本人からの聴取等により、当日下記内容にて接触があった者についても、念のため会場内における諸活動を中断させ、保護者に迎えに来てもらい帰宅させる。

・当日対面して一緒に食事をした。

・会場まで自家用車に同乗して来た。

ウ 上記アによって帰宅した者については、一時的な発熱等の後、他に症状もない場合は、かかりつけ医等、医師に相談の上、翌日以降の対応を決めるよう、指導する。

エ 上記イによって帰宅した者についても、原則医師等に相談の上、翌日以降の対応を決めるよう、指導する(但し、上記アによって帰宅した者が上記ウによって翌日以降も参加可能と判断された場合はこの限りではない)。

③事業終了後

ア 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに支部責任者に濃厚接触者の有無等について報告するよう指導しておくこと。

イ 上記アの報告を受けた支部責任者は、速やかに(公財)日本ソフトテニス連盟及び埼玉県ソフトテニス連盟に報告するとともに、各支部理事長に報告すること。

ウ 上記イの報告を受けた各支部理事長は、速やかに各上部団体に報告し、その後の対応について協議すること。

【埼玉県高体連の例】

県高体連危機管理マニュアル P7.「緊急事案発生時における連絡体制」参照

エ 感染者が発生した場合、支部責任者は感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することのないよう、選手に対して適切に指導すること。

(11)その他

上記内容のほか、埼玉県ソフトテニス連盟等が示す「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」や会場施設管理者が定めた感染防止対策措置の内容も確認し、遵守すること。